

【出典：熊本災害デジタルアーカイブ
／提供者：三重県いなべ市】

☎▶建築課(☎(71)2241)





「地震だ！」

その時、あなたの家の塀が、誰かを傷つけるかもしれない

～危険なブロック塀を撤去して安全・安心なまちに～

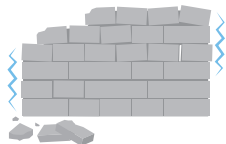


本市は平成30年にブロック塀等撤去費補助制度を創設し、これまでに補助を利用して約320件の塀が撤去されました。しかし、市内にはまだ危険なブロック塀がたくさん残っています。大地震が発生し、誰かを傷つけてしまう前に。自宅の塀の劣化が気になっている人や外構のリニューアルを検討している人も、補助制度を活用してください。

ブロック塀等撤去費補助制度

今年度中も引き続き、市内業者を利用して撤去工事を行うと、特例で以下の補助金額に3万円加算します。

- 対象の塀** 公共施設の敷地、道路、通学路に面するコンクリートブロック・レンガ・大谷石等の組積造の塀(地盤面からの高さが1m以上のものに限る)
- 対象者** ブロック塀等の所有者又は所有者の同意を得た者
- 対象の工事** 来年2月末日までに既存のブロック塀の撤去が完了する工事
※補助金交付決定前に工事着手している場合は交付できません。



- 補助金額**
通学路に面するもの▶撤去費の4分の3(1mあたり7500円又は上限15万円のいずれか低い額)
公共施設の敷地又は道路に面するもの▶撤去費の2分の1(1mあたり5000円又は上限10万円のいずれか低い額)
- 申込み** 来年2月9日(金)までに必要書類を持って建築課へ
※必要書類は同課に問い合わせるか、QRコードから市HPを参照してください。
- その他** ブロックを一部残す場合等、補助対象外になることがあります。詳細は問い合わせてください



安城市ブロック塀等撤去費補助金利用業者名簿について

これまでに本市のブロック塀等撤去費補助制度を利用した実績のある市内業者のリストを、建築課窓口及び市HPで公開しています(上記QRコード参照)。ぜひ活用してください。



木造住宅等への耐震補助制度について

本紙32ページを参照してください。

